

(仮称)  
第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画

素案概要

---

令和6年9月

札幌市子ども未来局

# 第1章 計画の策定 (素案P.1~P.2)

## 計画策定の背景及び趣旨

- 札幌市では、子どもの権利条約の理念をよりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を平成21年(2009年)4月に施行
- 条例では、市民や札幌市が協力して、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを明記
- 国は、令和4年に全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活が出来る社会の実現を目指した「こども基本法」を制定し、令和5年には、こども家庭庁を発足するとともに、こども基本法に基づく「こども大綱」を発出
- こども大綱を勘案し、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を推進していく

## 計画の位置づけ

- 権利条例第46条に基づく、第4次計画として策定
- 札幌市の子ども・子育てに関する総合計画である「さっぽろ子ども未来プラン」に包含

## 計画期間

- 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)の5年間

## 第2章 子どもの権利に関する現状 (素案P.4~P.5)

### 子どもの権利に関する現状

指標	対象	平成30年度 (当初値)	令和4年度	5年度	目標値 (6年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	67.4%	67.2%	62.4%	80%
子どもの権利についての認知度	子ども	61.4%	70.7%	65.2%	75%
	大人	61.0%	65.7%	54.4%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	61.7%	63.8%	70%
	大人	49.2%	49.6%	37.6%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 (目標値は令和5年度)	小学生	93.5%	94.1%	94.2%	96%
	中学生	88.1%	89.4%	90.5%	92%
	高校生	87.9%	94.1%	94.2%	96%

### 主な取組結果

- 子どもの権利の日事業等による広く市民に向けた普及啓発や新たなリーフレットの配布など理解促進の取組を実施。
- 子ども議会や意見募集ハガキなどを実施し、子どもの権利広報紙に掲載することで、子どもの参加や意見表明の取組を促進。
- 潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、令和4年度より関係職員向け研修等による理解促進やヤングケアラーが気軽に相談できる場の提供を開始し、令和5年度に専用相談窓口を開設。
- 子どもアシストセンターで新たにLINE相談を開始し、権利侵害に苦しむ子どもに対応

# 第2章 子どもの権利に関する現状 (素案P.6~P.7)

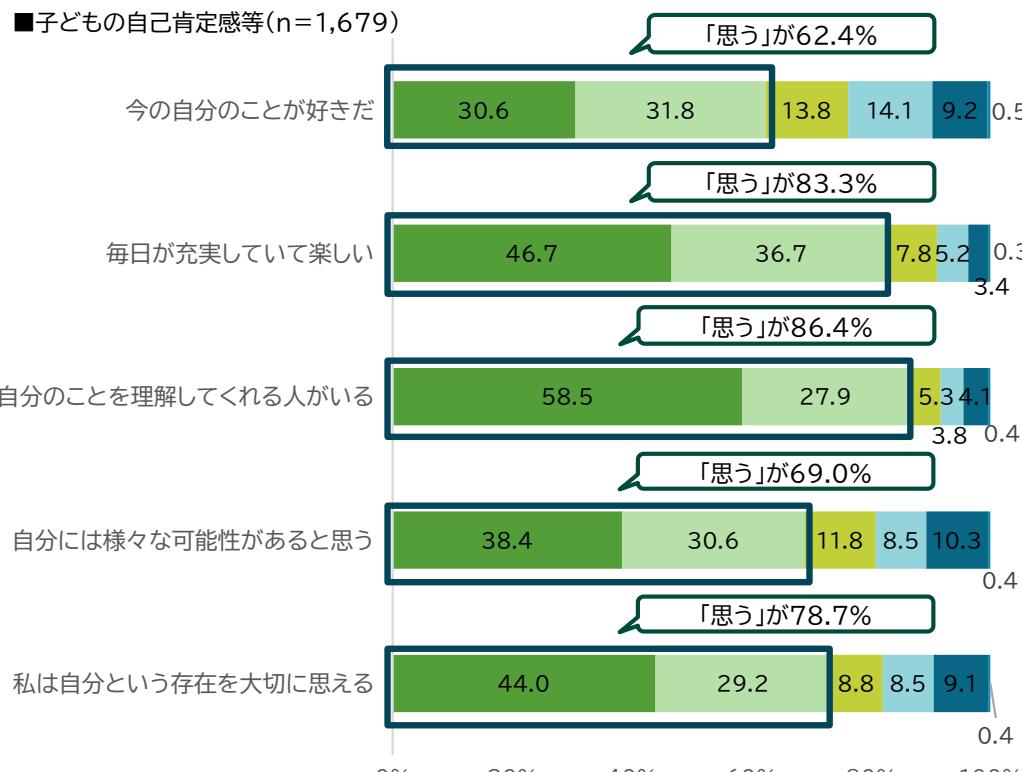
## 子どもの権利に関する実態・意識調査から

### ■子どもの意識(自己肯定感等)【子ども】

自分のことが好きだと思う子どもの割合は減少傾向。コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたことも数値低下に影響を及ぼした可能性あり。

⇒子どもが成功体験等を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保していく。

#### ■子どもの自己肯定感等(n=1,679)



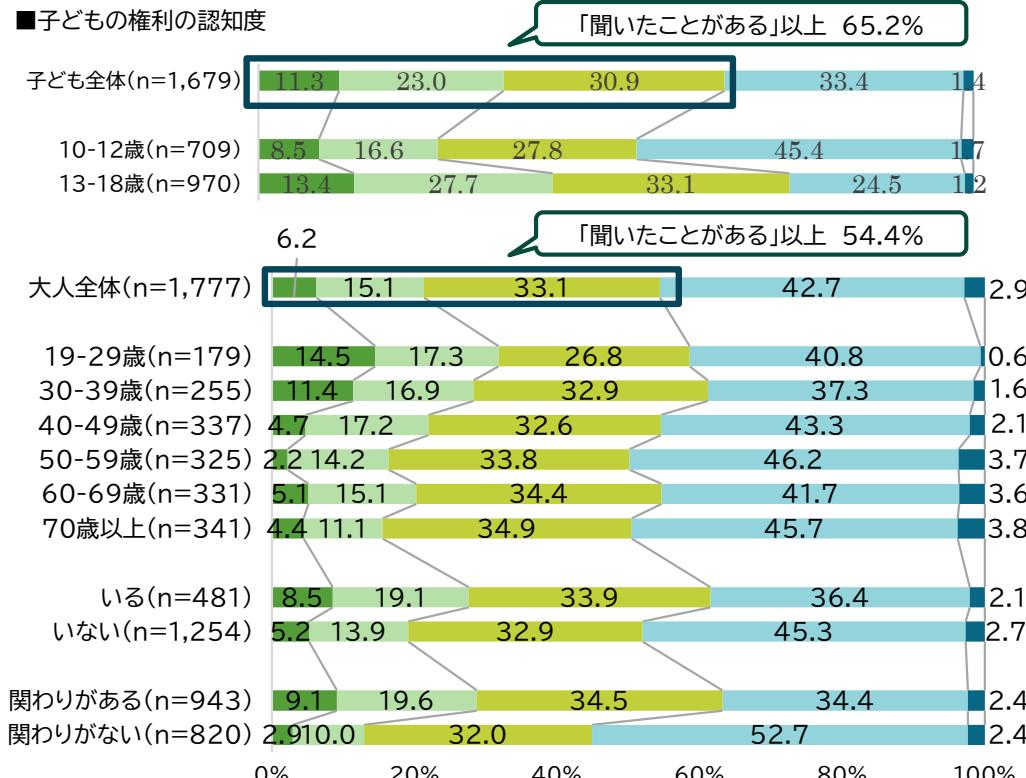
■そう思う ■どちらかといえばそう思う ■どちらかといえばそう思わない ■そう思わない ■わからない ■無回答

### ■子どもの権利の普及・啓発【子ども・大人】

子どもの権利の認知度は大人で低下しており、中でも子どもと関わりない大人の認知度が低い傾向にある

⇒子どもまんなか社会に向け、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進めることが必要

#### ■子どもの権利の認知度



■聞いたことがある、内容もある程度知っている

■聞いたことはあるが、内容は分からない

■聞いたことはない

■聞いたことがある、内容を少しだけ知っている

■聞いたことはない

# 第2章 子どもの権利に関する現状 (素案P.9)

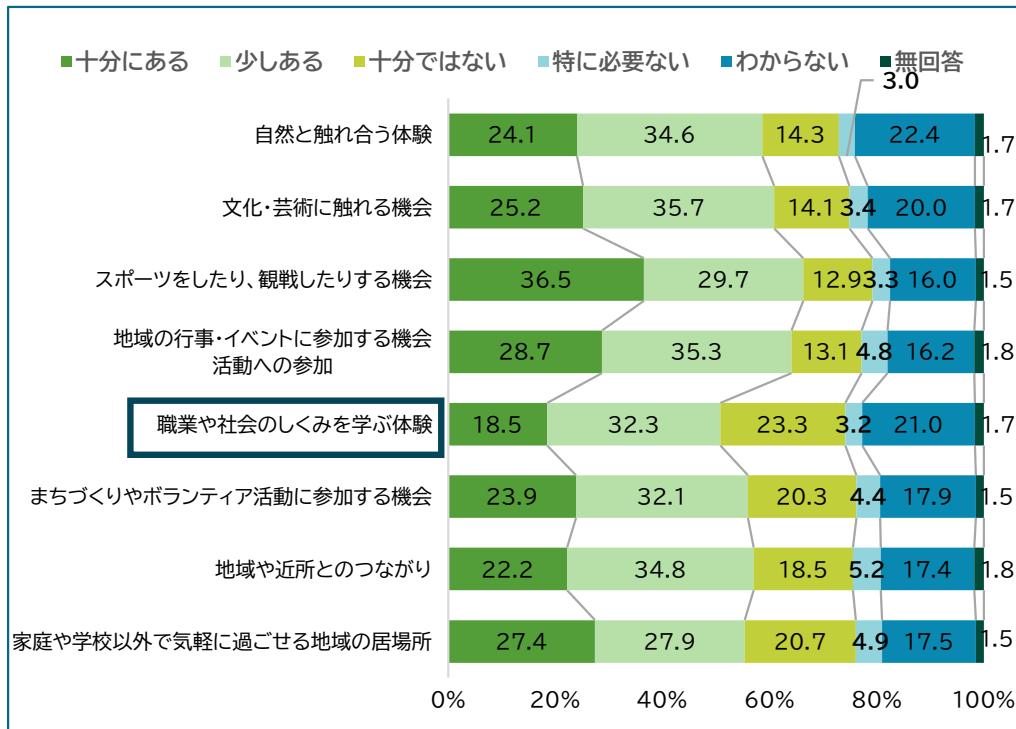
## 子どもの権利に関する実態・意識調査から

### ■子どもの参加・体験機会・意見表明【子ども】

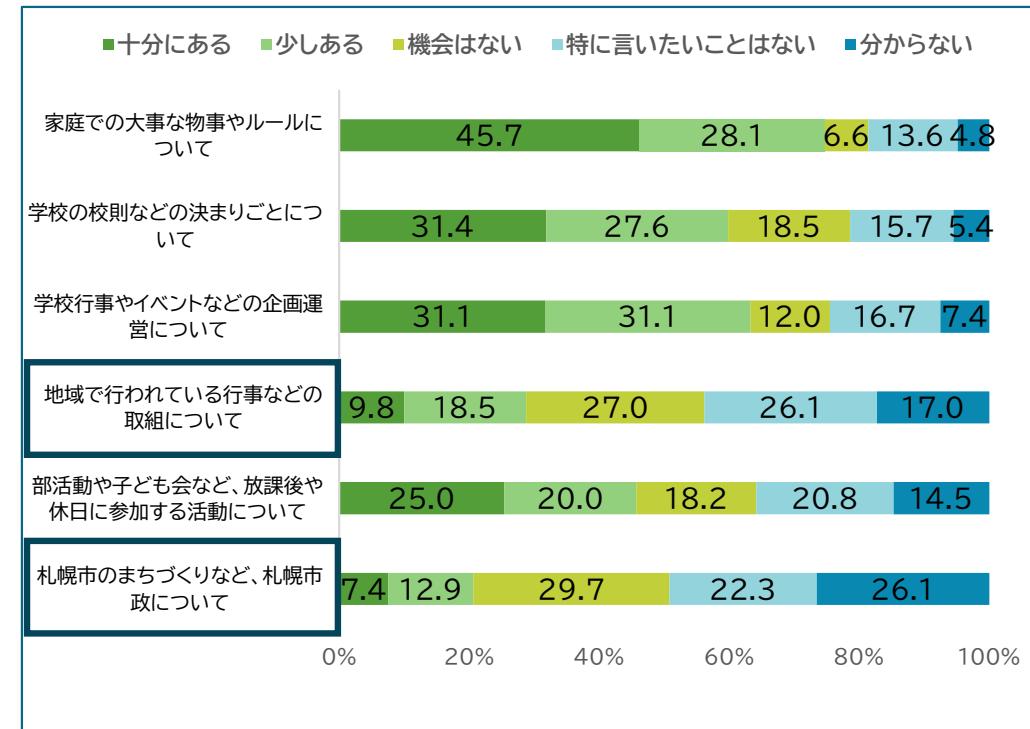
職業体験や社会体験の機会は十分ではないとの傾向。札幌市政について、「意見を言う機会はない」「特に言いたいことはない」の割合が高くなっている。

⇒子ども・若者時代にしか成し得ない経験や成功体験の積み重ねなどの豊かな育ちの機会の充実が求められており、多様な体験機会を始め、子どもの主体的な参加に加え、子どもが意見を表明し、反映していく取組の促進が必要。

#### ■子どもを対象とした参加の取組や環境について(子ども)



#### ■自分の考えや思いを伝える機会はあるか(子ども)



# 第2章 子どもの権利に関する現状 (素案P.10)

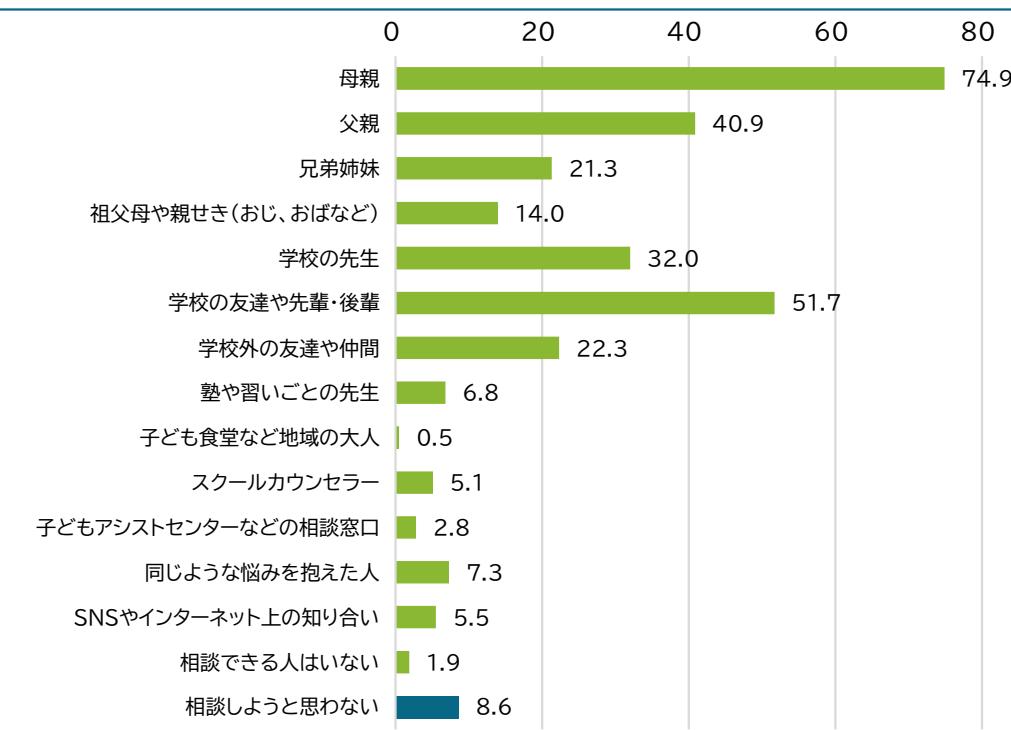
## 子どもの権利に関する実態・意識調査から

### ■子どもの悩みや困りごとの相談相手【子ども】

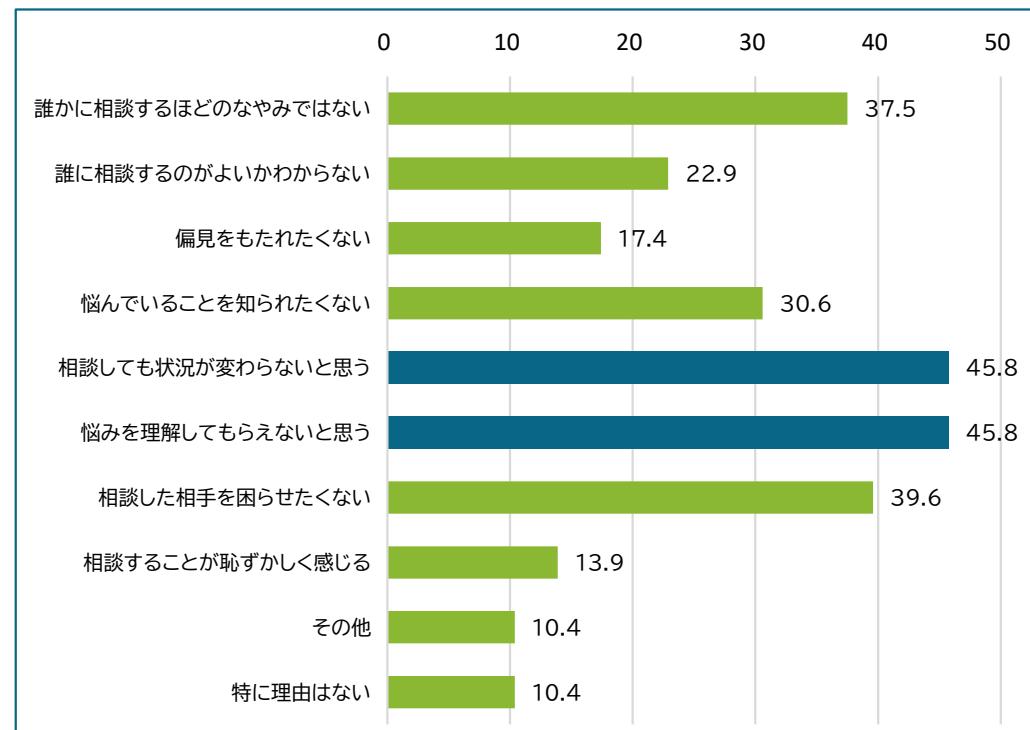
大半の子どもは悩みや困りごとの相談を、家族や友達、先生など身近な人に相談できている一方、相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子どもが一定数いる。

⇒子ども・若者を取り巻く社会課題は多様化していることから、より一層大人が広い視野を持ち、子ども・若者の思いや願いを汲み取り、十分な配慮を行うことが重要であるとともに、子ども・若者自身も安心して悩みや困りごとを打ち明けることができる体制づくりが大切

#### ■悩みごとの相談相手(n=1,679)



#### ■相談しようと思わない理由(n=144)



# 第2章 子どもの権利に関する現状 (素案P.11～P.12)

## 子どもの権利に関する実態・意識調査から

### ■子どもアシストセンターの認知度【子ども・大人】

いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもがいる一方で、子どもを権利侵害から迅速かつ適切に救済するための機関である「子どもアシストセンター」の認知度は低下している。

⇒相談窓口を周知する取り組みを進めるとともに、相談を受けた際には相談機関相互が連携して適切に対応するなどの権利救済体制の強化が必要

#### ■相談延べ件数の推移と相談方法

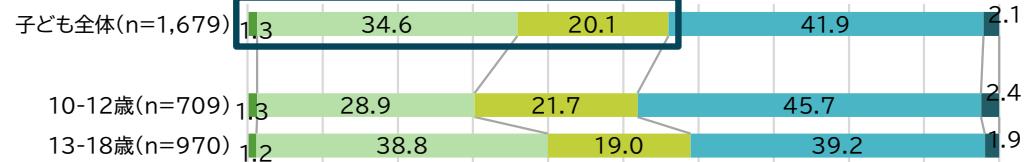
年 度	L I N E	電 話	E メール	面 談	そ の 他	合 計
R1	498件	1,500件	867件	196件	1件	3,062件
R2	813件	1,516件	770件	128件	3件	3,230件
R3	736件	1,464件	537件	140件	9件	2,886件
R4	1,144件	1,105件	379件	72件	5件	2,705件
R5	1,692件	1,125件	317件	98件	6件	3,238件

#### ■主な相談内容

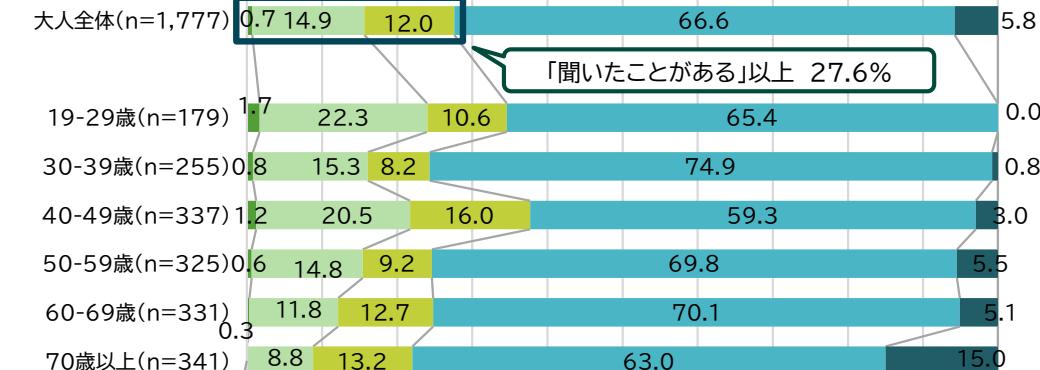
	子どもからの相談 2,311件	大人からの相談 927件
① 友人関係	489件(21.2%)	親子・兄弟関係 85件(9.2%)
② 精神不安	456件(19.7%)	養育・しつけ 74件(8.0%)
③ 親子・兄弟関係	158件(6.8%)	いじめ 74件(8.0%)
④ 学習・進路	88件(3.8%)	子どもと教師の関係 69件(7.4%)
⑤ 不登校	81件(3.5%)	不登校 66件(7.1%)

#### ■子どもアシストセンターの認知度

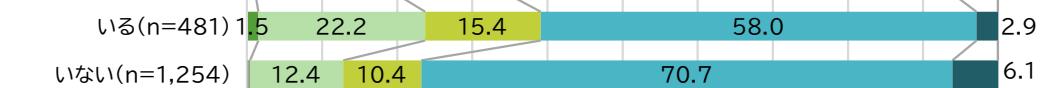
##### 【子ども】



##### 【大人】



##### 【同居の子ども】



##### 【地域の子ども】



■利用したことがある ■知っているが利用したことはない ■名前だけ聞いたことがある ■知らない ■無回答

## 第2章 子どもの権利に関する現状 (素案P.4~P.5)

### 前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性

#### (方向性1) 子ども・若者の権利を推進します

- 子どもの権利の認知度上昇
- 子どもの主体的な参加や意見表明の機会を増やし、更に、子どもの意見を反映していく取組を促進
- 子どもの抱える困難への気づき・支援や、相談できる体制づくり
- 相談窓口の周知や的確な対応など権利救済体制を強化

#### (方向性2) 配慮を要する子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう取り組みます

- 不登校やいじめなどについて、未然防止または初期段階で防ぐ取組
- 児童虐待の防止対策と社会的養護を推進
- ヤングケアラーへの相談体制の充実

## 基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

### 基本的な方針

#### 1 子ども・若者と子育て当事者の視点

子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。また、子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともに「こどもまんなか社会」に向けた取組を進めます。

#### 2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり

障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

#### 3 ライフステージに応じて切れ目なく支える

子どもたちが健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

#### 4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える

多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

### 基本目標1

#### 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

- 1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

### 基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

- 1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実
- 2 学童期・思春期における環境の充実
- 3 青年期における環境の充実

### ■成果指標

指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども (令和5年度) 63.8%	70.0%
	大人 (令和5年度) 37.6%	65.0%
自分には様々な可能性があると思う子どもの割合	69.0%	75.0%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	93.1% (令和5年度)	96.0%

### ■活動指標

指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
子どもの権利についての認知度	子ども 65.2%	75.0%
	大人 54.4%	75.0%
市政への子どもの参加の取組の実施件数	38件	90件
子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数	253人	1,270人

# 第4章 具体的な施策の展開(素案P.18～P.35)

## 基本目標1

### 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

#### 1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

- 全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発
  - ・広く市民に向けた広報啓発、「さっぽろ子どもの権利の日」事業等
- 子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進
  - ・小・中学生向けパンフレットの活用、「人間尊重教育」推進事業等
- 子どもを受け止め育むまちづくり
  - ア 子どもが安心して暮らせる地域づくり
    - ・少年健全育成推進事業、子どものくらし支援コーディネート事業等
  - イ 子どもの安心と学びのための環境づくり
    - ・相談支援パートナー事業、子どもの学びの環境づくり補助事業等
  - ウ 子ども・若者の居場所づくり
    - ・子どもの居場所づくり支援事業、若者支援施設運営管理事業等
- 子どもを権利侵害から守る取組
  - ・子どもの権利の侵害からの救済、子どもアシストセンター「LINE」相談等
- 子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進
  - ・子ども向け男女共同参画啓発事業、多文化共生推進事業等

#### 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 子どもの意見表明の促進
  - 子ども議会、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明等
- 子どもの参加の促進
  - 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業、少年団体活動促進事業等
- 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
  - プレーパーク推進事業、子どもの職業体験事業等
- 子ども・若者が活躍できる機会づくり
  - 他都市との連携・交流、少年少女国際交流事業等

#### 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 児童相談体制の強化
  - こども家庭センターの機能の強化、児童相談体制強化事業等
- 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援
  - 社会的養護自立支援事業、里親制度促進事業等
- ヤングケアラーへの支援
  - ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業)(交流サロン事業)等

#### 4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

- 子どもをいじめから守る取組
  - いじめ防止対策事業、スクールカウンセラー活用事業等
- 子ども・若者の命を守る取組
  - 自殺予防事業、小中学生等に対する自殺予防啓発事業等
- 子ども・若者を犯罪から守る取組
  - 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業等

## 基本目標2 ライフステージ各段階における環境の充実

#### 1 子どもの誕生前から幼児期まで

- 切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援
  - ・伴走型相談支援の一体的実施、産後ケア事業等

#### 2 学童期・思春期

- 学齢期・思春期における支援の充実(不登校の子どもへの支援)
  - ・相談支援パートナー事業、不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業等

#### 3 青年期

- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
  - ・若者支援施設運営管理事業、若者の社会的自立促進事業、困難を抱える若年女性支援事業等